

## 第3章 計画段階環境配慮書の概要

### 3.1 計画段階環境配慮書における検討

本事業では、京都府環境影響評価条例に基づき平成30年8月1日に配慮書を提出し、同年11月8日に知事意見が送付された。

本事業は、京都府の募集要項に定められた対象区域内で事業を計画することが条件となっており、第一種事業が実施されるべき区域の位置を複数案設定できないことから、単一案のみの設定とした。また、事業の規模（発電所の出力）、工作物の構造（風力発電機の外形、構造）及び工作物の配置については現在検討中であることから、最も環境影響が大きくなる風力発電機の構造、基数及び配置条件下について、計画段階配慮事項の検討を行った。

「土地又は工作物の存在及び供用」における計画段階配慮事項として、騒音及び超低周波音、動物、植物及び景観を選定し、調査、予測及び評価を行った。なお、「工事の実施」については、既設の造成面を可能な限り利用すること、工事用資材等の搬出入に係る車両の通行量が少ないこと（ミキサー車：150台/日程度×基数、風力発電機の輸送：2台/10日程度×基数）等により影響は小さいと考えられることから、全ての環境要素を計画段階配慮事項として選定していない。

## 3.2 調査、予測及び評価の結果

### 3.2.1 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域及びその周囲2kmの範囲には、環境保全対象施設は存在していないことから、騒音及び超低周波音がこれらの施設に重大な影響を及ぼす可能性はほとんど無いと評価した。

また、事業実施想定区域の北約1.8kmには最寄りの住宅が存在することから、住宅位置における風力発電機に起因する騒音レベルの簡易予測を行った。なお、予測に当たっては、安全側の予測となるよう風力発電機の基数を6基、ハブ高さを78mとし※、風力発電機のA特性パワーレベルにおいても計画中のメーカーからの提供データのうち最も大きい値（105.7 dB）を用いた。予測の結果、風力発電機に起因する予測騒音レベルは29 dBと極めて小さい値となった。計画基数（最大4基）は予測での基数（6基）より減少することから、風力発電機に起因する騒音及び超低周波音が最寄りの住宅に及ぼす影響はほとんどないものと評価した。

ただし、今後、計画熟度を高める中で影響が及ぶおそれがある場合は、方法書以降の段階において検討を行うこととする。

※ハブ高さ（風車ブレード中心までの高さ）が低いほど、音の発生源から予測位置における距離が短くなり、風力発電機に起因する予測騒音レベルは大きくなる。よって配慮書では、安全側として、現在計画されている風力発電機で最も低いものである 78 m を使用して予測を行った。

### 3.2.2 動物

予測の結果、主な生息環境が事業実施想定区域に存在しない重要な動物（哺乳類1種、鳥類18種、爬虫類3種、両生類7種、魚類9種、昆虫類28種、底生動物3種）については、地形改変及び施設の存在、施設の稼働により重大な影響を受ける可能性は小さい。ただし、主な生息環境が事業実施想定区域に存在しないと予測した重要な動物についても、造成工事に伴う土砂流出等により影響を受ける可能性がある。

主な生息環境が事業実施想定区域に存在する重要な動物（哺乳類2種、鳥類24種、爬虫類4種、昆虫類6種）については、生息状況によっては、地形改変及び施設の存在、施設の稼働により影響を受ける可能性がある。また、専門家等へのヒアリングにより、一部の鳥類、昆虫類及びその捕食者については、風力発電機のライトアップにより影響を受ける可能性が示唆された。

ただし、今後、事業計画を検討するにあたっては、動物への影響を可能な限り回避、又は低減するため、以下の点に留意することとする。

- ・情報整備モデル事業の結果を整理することにより、重要な動物の生息状況を把握し、必要に応じて保全措置を実施する。
- ・本事業にあたっては、主に造成済みの土地を利用する計画とする。
- ・事業計画の検討にあたっては、必要に応じて専門家等へヒアリングを行う。

### 3.2.3 植物

予測の結果、主な生育環境が事業実施想定区域に存在しない重要な植物（61種）及び重要な群落等については、地形改変及び施設の存在により重大な影響を受ける可能性は小さい。

また、主な生息環境が事業実施想定区域に存在する重要な植物（45種）については、生息状況によっては、地形改変及び施設の存在により影響を受ける可能性がある。

ただし、今後、事業計画を検討するにあたっては、植物への影響を可能な限り回避、又は低減するため、以下の点に留意することとする。

- ・情報整備モデル事業の結果を整理することにより、重要な植物の生育状況を把握し、必要に応じて保全措置を実施する。
- ・本事業にあたっては、主に造成済みの土地を利用する計画とする。
- ・事業計画の検討にあたっては、必要に応じて専門家等へヒアリングを行う。

### 3.2.4 景観

#### (1) 主要な景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

予測の結果、主要な景観資源の分布状況及び主要な眺望点は事業実施想定区域に含まれないため、施設が存在及び施設の稼働に伴う影響を受ける可能性はないものと評価した。

#### (2) 主要な眺望点からの風力発電機の視認性

予測の結果、すべての主要な眺望点において、風力発電機の視認性が高く、事業の実施による影響を受ける可能性がある。

#### (3) 主要な眺望景観の変化の程度

事業実施想定区域に隣接する「スイス村高原浴場」、「碓山（あずまや）」及び「桜ヶ丘運動公園」については、垂直見込角が $3.0^{\circ}$ 以上となり、「眼いっぱいが大きくなり、圧迫感を受けるようになる」、又は「比較的細部までよく見えるようになり、気になる」程度であると予測する。ただし、眺望点は現在も既設太鼓山風力発電所が視認できる状況にあり、太鼓山風力発電所が見どころとして地域に親しまれていることから、本事業が眺望景観に及ぼす影響は小さいと考えられる。

慈眼寺については、垂直見込角が $1.0^{\circ}$ であり、景観的にはほとんど気にならない程度であることから、本事業が眺望景観に及ぼす影響は小さいと評価した。

なお、本事業は伊根町景観条例に規定する届出対象の行為に該当することから、届出を行い、適正に事業を実施する。

### 3.3 総合評価

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果を表3.3-1に示す。

本事業では、第一種事業の位置等に係る複数案は設定していないが、表3.3-1に示す環境配慮を実施することで、重大な環境影響の回避、又は低減が可能であると評価した。

表3.3-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果

| 環境要素      | 懸念される環境影響   | 環境配慮の概要  | 評価結果   |
|-----------|---|--|--|
| 騒音及び超低周波音 | <ul style="list-style-type: none"> <li>施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音が環境保全対象施設及び住宅に及ぼす影響はほとんど無い。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、計画熟度を高める中で影響がおよぶおそれがある場合は、方法書以降の段階において検討を行う。</li> </ul>  | 左記の環境配慮を検討することで、重大な環境影響は事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されていると評価する。 |
| 動物        | <ul style="list-style-type: none"> <li>生息環境の変化の可能性のある重要な動物（哺乳類2種、鳥類24種、爬虫類4種、昆虫類6種）が生息することから、生息状況によっては、地形改変及び施設の存在、施設の稼働により影響を受ける可能性がある。</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報整備モデル事業の結果を整理することにより、重要な動物の生息状況を把握し、必要に応じて保全措置を実施する。</li> <li>本事業にあたっては、主に造成済みの土地を利用する計画とする。</li> <li>事業計画の検討にあたっては、必要に応じて専門家等へヒアリングを行う。</li> </ul> |  |
| 植物        | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲に、生育環境の変化の可能性のある重要な植物（45種）が生育することから、生育状況によっては、地形改変及び施設の存在により影響を受ける可能性がある。</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報整備モデル事業の結果を整理することにより、重要な植物の生育状況を把握し、必要に応じて保全措置を実施する。</li> <li>本事業にあたっては、主に造成済みの土地を利用する計画とする。</li> <li>事業計画の検討にあたっては、必要に応じて専門家等へヒアリングを行う。</li> </ul> |  |
| 景観        | <ul style="list-style-type: none"> <li>調査地域における全ての主要な眺望点において、事業の実施による影響を受ける可能性がある。ただし、眺望点は現在も既設太鼓山風力発電所が確認できる状況にあること、風力発電機が地域の見どころとして親しまれていることから、本事業が眺望景観に及ぼす影響は小さい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業は伊根町景観条例に規定する届出対象の行為に該当することから、届出を行い、適正に事業を実施する。</li> </ul>   |  |